

## ◎「金沢市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（仮称）」ほか2条例の骨子案について

### 1. 条例制定の背景

平成25年6月「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）」が公布され、これまで厚生労働省令で定めている「居宅介護支援」、「介護予防支援」及び「地域包括支援センター」の人員等基準について新たに条例を制定することになった。

### 2. 制定する条例

条例の名称（いずれも仮称）	担当課
金沢市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	福祉局介護保険課
金沢市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	
金沢市介護保険法に基づく地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準等を定める条例	福祉局長寿福祉課

### 3. 第3次一括法による条例制定に当たっての国の基準の考え方

厚生労働省令で示された区分のうち、「従うべき基準」については厚生労働省令と同一の基準を条例において定め、「参酌すべき基準」について独自基準案の検討を行った。

区 分	法的効果	基 準 の 具 体 例	
従うべき基準	必ず適合しなければならない基準	従業者及び員数、人権に直結する運営基準（居宅サービス計画の作成など）	⇒ 国基準どおり
参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準。十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容	上記以外（記録の整備など）	⇒ 独自基準案を検討

### 4. 市独自基準案（居宅介護支援、介護予防支援に関する基準等を定める条例について）

基本的視点	項 目	内 容
地域包括ケアの促進	(1) 多職種連携の担い手となる人材の育成(研修)	職員に対する、他サービスや医療などの地域の社会資源の把握及び連携に関する教育機会を確保すること。(義務)
サービスの質の向上	(2) 暴力団員の排除	事業を行う関係者(代表者、役員及び管理者)は、暴力団員であってはならない。(義務)
	(3) 記録の整備(保存年限)	記録の保存年限を「2年間」から「5年間」に変更する。(義務)
利用者の尊厳の確保	(4) 人権の尊重と虐待防止	① 職員に対する、人権擁護、虐待防止等に関する教育機会を確保すること。(義務)
		② 虐待防止責任者の設置等による虐待防止体制を整備すること。(努力義務)

### 5. 施行日 平成27年4月1日